

五十嵐市長による名誉棄損訴訟の終結について

2022年1月21日 亀山大二郎

本件訴訟は、2020年6～8月に発行された「つくば市民の声新聞」の記事により名誉が棄損されたとして、五十嵐市長が2020年11月30日、発行者の「つくば市民オンブズマン代表 亀山大二郎」を訴えたもので、公権力者が自分を批判した1市民を裁判に訴えたことで注目を集め、マスコミの方々から裁判の経緯について問い合わせを受けていました。これまでは、弁護士から経緯については口外しないようにとの指示を受けていましたので、詳細をお知らせすることができませんでした。

しかし、2021年12月22日、原告側から「これ以上、原告側の主張を続けられないので訴訟を取り下げたい」との申出があり、極めて不本意ではあるものの、本件訴訟を終結させた方がよいと判断、原告の申出に同意しました。その結果、本件訴訟は2022年1月20日、正式に取り下げが決定、終結しました。

本件訴訟の詳細な内容については、近く「市民の声新聞」を発行して、市民の皆様にお知らせするつもりです。以下、本件訴訟の経緯などについて、プレスの皆さまにご報告させていただきます。

1. 本件訴訟は、つくば市長選挙（2020年10月25日）後の11月30日、土浦簡易裁判所に提訴され、2021年1月4日、同裁判所から亀山に「口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状」が送達され、五十嵐市長から訴えられて被告になっていることを初めて知りました。
2. その後、本件訴訟は、簡易裁判所から水戸地方裁判所土浦支部に移されました。
3. 第1回弁論準備手続は、双方弁護士を代理人に立て、2021年5月12日に行われ、原告側から訴状が、被告側から答弁書と準備書面（1）が提出され、裁判所から「被告側から提出された書面にどう対応するのか次回までに検討してほしい」という指示がありました。
4. 第2回弁論準備手続は、2021年6月16日に行なわれ、原告側からは、被告側が提出した答弁書と準備書面（1）に対する反論は無く、その代わりに、「本件訴訟及び取り下げについて、一切論評・批判等をしないという条件付きで、本件訴訟を取り下げてもよい」との提案がなされました。

原告側の取り下げ提案を基にして裁判所が提示した和解案

- ① 原告は、本件訴えを取り下げ、被告は、これに同意する、
 - ② 原告及び被告は、本件和解内容について、本件訴訟が原告の訴えの取り下げを内容とする和解により終了したことを除き、正当な理由なく第三者に口外しないことを相互に確約する、
 - ③ 原告及び被告は、本件訴えの提起や本件和解内容に関して、論評しないことを相互に確約する
5. 第3回弁論準備手続は、2021年7月16日に行なわれ被告側は次の理由で上記和解案を拒否しました。「原告側から喧嘩を仕掛けておきながら、分が悪くなったからといって、『本件訴訟を取り下げやめるが、その代わりに本件訴訟や取り下げについて一切論評・批判等するな』というのは、余りにも身勝手、かつ傲慢過ぎる提案であり、被告側としては、到底受け入れることはできない」

6. 第4回弁論準備手続は2021年9月10日に行なわれ、原告側から、視点を変えて、「市民の声新聞」

の記事は 公職選挙法第 235 条 2 項の虚偽事項公表罪に該当するという主旨の第 1 準備書面が提出され、裁判所から被告側に、今回はこれに対応するよう指示されました。

7. 第 5 回弁論準備手続は 2021 年 11 月 5 日に行なわれ、被告側から 原告側の第 1 準備書面に対して 反論する準備書面 (2) が提出され、裁判所から原告側に、次回までに同書面に対応するよう指示されました。
8. 第 6 回弁論準備手続は 2021 年 12 月 22 日に行なわれましたが、原告側からは、前回被告側が提出した準備書面 (2) に対する反論書は提出されず、その場で、原告側から、本件訴訟の取り下げについて以下アンダーラインの提案がなされ、裁判所から、今回はこの提案を検討するよう指示されました。
前日期日における被告の答弁を受けて、これに対する反論・立証方針について検討したが、これ以上、立証活動を行い、主張を維持することは困難であるとの結論に至った。従って、原告としては、本件訴えを取り下げる方針でいる。従前の和解協議においては、被告に対し本件訴訟提起に関する論評は行わない等の条件を提示していたが、そのような条件も特に定めず、単純に訴えを取り下げる意向である。
9. 被告側としては、上記提案について検討した結果、極めて不本意ではあるが、原告側の提案に同意することになりました。

以上の経緯を経て、2022 年 1 月 17 日に原告側から本件訴訟の取下書が、1 月 18 日に被告側から取り下げに対する同意書が水戸地裁土浦支部に提出され、1 月 20 日、本件訴訟の取り下げが決定しました。

最後に、原告側として、本件訴訟を通じて感じたことを述べさせていただきます。

五十嵐氏は、つくば市長という公人の立場にあり、市民から市政に対する批判や論評を受けるのは当然のことであり、これらの批判や論評をよりよい市政に生かしてゆくことも職務の一つと言えます。

しかし、五十嵐氏は これとは全く逆で、公人でありながら、自分を批判したり悪く言ったりする者は、1 市民であろうと許さず、裁判に訴えるという極めて度量の狭い人物と思われまます。

第 2 回弁論準備手続において、原告側から提案された 「本件訴訟を取り下げてやるから、その代わり本件訴訟や取り下げについては、一切論評・批判等するな 」 という趣旨の和解案も、身勝手かつ傲慢な内容で、公人である市長が言うてはならない禁句であります。

さらに、第 6 回弁論準備手続において、原告側から 「もうこれ以上、裁判を続けられないので、条件なしに訴訟を取り下げたい」 という趣旨の提案がありましたが、本件訴訟により傷つけられたのは 被告の 亀山であり、和解案に五十嵐市長から謝罪の一言があつて然るべきです。しかし、謝罪の言葉は全く無く本件訴訟は終始一貫して 「上から目線の五十嵐ファースト」 で、相手のことを思い遣る気持など 微塵も感じられませんでした。

市長選挙の時の 「一人一人に寄り添い、誰一人取り残さない 」 などという、歯の浮くようなキレイ言は一体どの口から出てくるのでしょうか。

以上